

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」（令和3年4月1日付事務連絡。以下「4月1日付事務連絡」といいます。）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」（令和3年4月2日付事務連絡）において営業時間短縮要請に係る協力金等の取扱いをご連絡していたところですが、より早期に事業規模に応じたきめ細かな対応とする観点から、その他地域（緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域の都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき定めた区域以外の地域をいいます。以下同じ。）における営業時間短縮要請に係る協力金の取扱いについて、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせします。

なお、4月1日付事務連絡等及び本事務連絡を受けた改正版の制度要綱等の詳細な資料は、近日中に別途通知します。各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金等について

4月1日付事務連絡等において、その他地域における営業時間短縮要請に係る協力金については、協力要請推進枠に係る経過措置（令和3年3月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」1参照）を令和3年5月5日まで延長することとしていたところですが、これを令和3年4月21日までとし、4月22日以降、その他地域においては、まん延防止等重点措置等と同様に、売上高又は売上高の減少額に基づいて営業時間短縮要請に係る協力金の額を決定するこ

とします。

その際、売上高に基づいて協力金の額を算定する方式（以下、「売上高方式」といいます。）をとる中小企業については、21時までの営業時間短縮要請の場合、日額2万5千円から最大7万5千円までとし、大企業や、売上高の減少額に基づいて協力金の額を算定する方式をとる中小企業は最大20万円までとします（具体的には別添のとおり。以下その他地域において別添の仕組みに基づき支給される協力金を「その他地域における規模別協力金」といいます。）。

なお、21時より遅い時間までの営業時間短縮の場合、引き続き1日当たりの金額の平均額を2万円とします。

(※1) その他地域において、4月21日以前に営業時間短縮要請を実施し、当該要請期間が継続している場合には、5月5日までの間は、経過措置として1日当たりの金額の平均額を4万円として支給することも可能とします。

ただし、4月22日以降、都道府県が、まん延防止等重点措置区域とされた場合にあつては、都道府県知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき定めた区域については、売上高方式による場合、日額3万円から10万円の支給となることとの均衡上、それ以外の区域については、当該まん延防止等重点措置区域とされた日以降、その他地域における規模別協力金を支給するものとします。

(※2) 各都道府県が適切と判断する場合にあつては、その他地域における規模別協力金に代えて、1日当たりの金額の平均額を2万円として支給することも可能とします。

(※3) 全国の営業時間短縮要請がいったん終了した後の新たな営業時間短縮要請からは、1日当たりの金額の平均額を2万円とします。

(※4) 4月1日付事務連絡において既にご連絡しているところですが、まん延防止等重点措置に係る下限額4万円の措置は4月21日までにまん延防止等重点措置区域として公示された際の当該措置期間までの間に限られます。

2 事務費について

4月1日付事務連絡の「1 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に係る協力金の取り扱い」において、事務費に関し、「定額（交付金配分額×2%）を配分し、支給実績（支給額）に連動して精算する」こととしていたところですが、この点を「定額（規模別協力金支給額（国負担分と地方負担分の合計額。ただし、都道府県において独自に上乗せして支給する部分の金額を除く。）×2%）を配分し、支給実績（支給額）に連動して精算する」こととします。また、事務費については、その他地域における規模別協力金についても配分するものとします。

<関係資料>

別添1 「その他地域における規模別協力金について」

別添2 （参考）規模別協力金の開始時期等に係る整理

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・矢部

時短協力金担当 田畑・遠藤・佐藤・川池・鈴木

直通 03 (6257) 3086

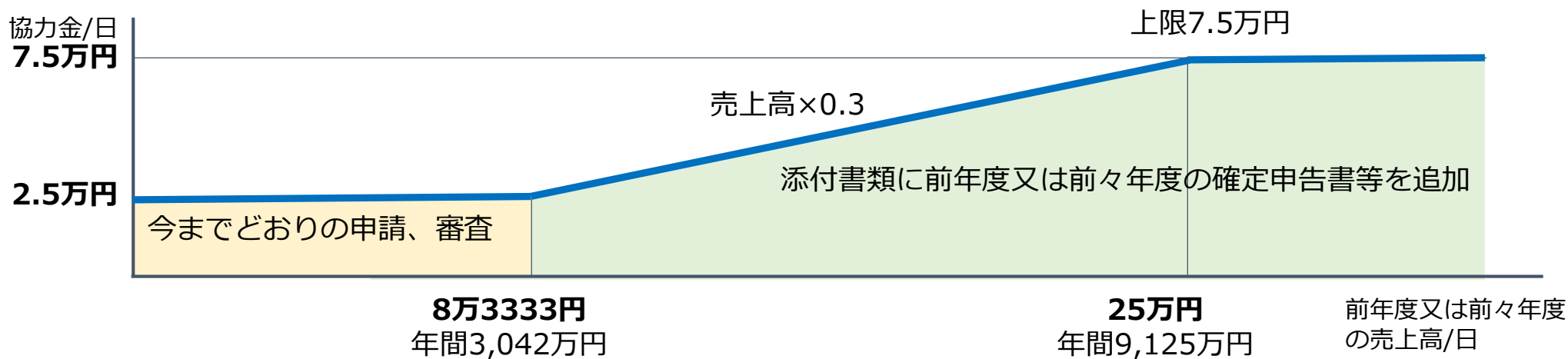
内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

その他地域における規模別協力金について (21時までの時短要請の場合)

○ 売上高方式【中小企業の場合】



○ 売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業においても、この方式を選択可

【計算式】

1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円又は前年度若しくは前々年度からの1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

規模別協力金の開始時期等に係る整理

※ 赤い矢印部分は事務費措置あり

